

山梨県公報

第二千七百六十三号

平成三十年

一月二十九日

月 曜 日

目次

○公共測量の実施……………二一
○都市計画の変更図書の縦覧(二件)……………二一

公 告

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により笛吹市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年一月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 測量の種類 公共測量(数値地形図作成(地図情報レベル一))
- 二 測量の地域 笛吹市全域
- 三 測量の期間 平成三十年一月十五日から同年三月二十六日まで

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成三十年一月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画下水道(甲府市公共下水道)
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成三十年一月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 都市計画の種類 笛吹川都市計画下水道(甲府市公共下水道)
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番